

## よくある質問

Q1 道路占用とは何か。

A 道路上に一定の工作物、物件または施設（以下「占用物件」という。）を設け、継続して道路を使用するときには、道路占用の許可申請が必要です。

Q2 どんなものが占用できるのか。

A 道路法及び道路法施行令で定められている占用物件としては次のものです。

- ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所（電話ボックス）、広告塔その他これらに類する工作物
- ・水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- ・鉄道、軌道その他これらに類する施設
- ・歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- ・地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- ・露店、商品置場その他これらに類する施設
- ・看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ
- ・工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- ・土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- ・防火地域において、既存建築物を除去して耐火建築物を建築する場合において、当該耐火建築物の工事期間、中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- ・市街地再開発事業の施行区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設
- ・トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- ・都市計画法による高度地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設、自動車駐車場
- ・非常災害が発生した区域内の道路に設ける応急仮設建築物で、被災者が居住するため必要なもの
- ・道路の区域内に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
- ・高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路付属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、当該道路通行者の利便の増進に資するもの
- ・高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所、自動車修理所

Q3 申請してからどのくらいで許可書は発行されるのか。

A 通常 2 ~ 3 週間程度で許可書を発行します。許可書が発行され次第、申請者に連絡しますので、道路課道路維持担当の窓口でお受け取りください。(原則郵送不可)

Q4 短時間の占用でも申請が必要なのか。

A 交通に支障がなく、道路施設に手を加えない作業で、かつ日々数時間程度の作業であれば、道路占用許可申請を省略することができる場合があります。

詳しくは、道路課道路維持担当までご連絡ください。

Q5 マラソン大会を行う予定であるが、申請が必要か。

A 道路上に看板等を置く場合は、道路占用許可申請が必要になります。

道路を占用する物がない場合は、道路占用許可申請は不要ですが、所轄警察署に道路使用許可申請を提出し許可を受ける必要があります。

詳しくは、所轄警察署または道路課道路維持担当までご連絡ください。

Q6 占用期間について

A 水道法、下水道法、ガス事業法、鉄道事業法、電気事業法等の法令に基づいて行われる事業については、最長 10 年間占有することができます。その他は原則 5 年間が最長の占有期間となります。